

青森県報

第三千一百一十号

平成二十一年
六月二十四日
(水曜日)

規 則

青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十八号

青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則の一部を改正する規則

青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成二年三月青森県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第十六条第二項」を「第十六条第三項」に改める。
別表第一一号ウを次のように改める。

ウ 利払前税引前償却前利益
別表第一二号から第四号までを次のように改める。

二 経営状況

ア 純支払利息比率

イ 負債回転期間

ウ 総資本売上総利益率

エ 売上高経常利益率

オ 自己資本対固定資産比率

カ 自己資本比率

キ 営業キャッシュ・フローの額

ク 利益剰余金の額

三 技術力

ア 技術職員の数

イ 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高

四 その他の要素（社会性等）

目 次

青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則の一部を改正する規則……………（監理課）…一

告 示

指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の名称変更の届出……………（障害福祉課）…二

公共測量の実施……………（監理課）…二

右 同……………（同）…二

道路の指定……………（建築住宅課）…三

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………（県民生活文化課）…三

都市計画の変更案の縦覧……………（都市計画課）…三

教 育 委 員 会

青森丸重油供給単価契約に係る一般競争入札……………（学校施設課）…四

公 安 委 員 会

青森県警備業法施行規則の一部を改正する規則……………（生活安全企画課）…五

- ア 労働福祉の状況
 - イ 営業年数
 - ウ 防災協定締結の有無
 - エ 法令遵守の状況
 - オ 建設業の経理に関する状況
 - カ 研究開発費の額
- 附 則
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2 改正後の青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則別表第一の規定は、平成二十一年七月一日以後に行う一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者の資格の認定及び等級の決定について適用する。

告 示

青森県告示第四百十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十一年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分
社会福祉 法人北心 会	和田市西 二丁目一 六番四	指定障害福祉サービス 事業者
児童デイ サービス	障害福祉 サービスの 種類	障害福祉 サービス事業 所
発達支援 センター コスモス	療育支 援センター コスモス	障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所
和田市西 二丁目一 六番四	和田市西 二丁目一 六番四	所 在 地
平成 二一 年六 月一 日		変 更 日

青森県告示第四百十四号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
東北防衛局
- 二 測量の種類
公共測量（移転措置事業）
- 三 測量の期間
平成二十一年五月三十日から同年八月三十一日まで
- 四 測量の地域
三沢市四川目地区
五川目地区
岡三沢地区
大字三沢地区

青森県告示第四百十五号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
青森市
- 二 測量の種類

公共測量(空中写真撮影)

三 測量の期間

平成二十一年六月一日から平成二十二年三月三十一日まで

四 測量の地域

青森市

青森県告示第四百十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

区 間	延長	幅 員	指 定 年月日
三沢市中央町二丁目六四の四二から三沢市中央町二丁目六四の四二まで	一〇・三三メートル	三・〇〇メートル	平成 二・六・二六

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十一年六月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NPO推進青森会議

三 代表者の氏名

中村 年春

四 主たる事務所の所在地

青森市新町二丁目八の二〇

五 定款に記載された目的

この法人は、広く市民活動を行う個人あるいは団体を対象に、市民活動団体の運営を担う人材の育成やネットワーク、パートナーシップの構築などの事業を行い、もって非営利の市民活動団体が発展するための社会的環境の整備に寄与するとともに、コミュニケーションビジネスに関する普及、啓発および支援に関する事業を行い、もって地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、むつ都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおりむつ都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十一年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

むつ都市計画区域における道路に関する都市計画(三・四・五号柳町桜木町線)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

- 2 むつ市大字大湊、大湊浜町、大湊上町、川守町の各一部
追加される土地の区域
- 2 むつ市大字大湊、大湊浜町、大湊上町、川守町の各一部
- 三 縦覧場所
青森県県土整備部都市計画課、むつ市建設部都市計画課
- 四 縦覧期間
平成二十一年六月二十五日から同年七月八日まで
- 五 縦覧時間
午前八時三十分から午後五時まで

教 育 委 員 会

青森丸重油供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十一年六月二十四日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

- 一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物品の購入
重油（JIS一種二号）
七三 キロリットル（購入予定数量）
- 二 納入期間
契約締結の日から平成二十二年三月三十一日まで
- 三 納入場所
八戸港 青森丸
- 四 入札に参加する者に必要な資格
1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

- 2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十一年三月二十七日青森県告示第九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により物品の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。
- 3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）に基づく石油製品の販売業の届出をしていることを証明した者であること。
- 5 購入物品について十分な供給体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
青森市新町二丁目三の一
青森県教育庁学校施設課財務グループ
電話 〇一七 七三四 九八七三

二 入札書の提出期限

平成二十一年八月四日 午後五時三十分

三 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一
青森県教育庁会議室

平成二十一年八月七日 午前十一時

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は免除する。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

購入物品を確実に納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

九 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森県教育庁学校施設課長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該証明書等の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の記載方法

入札金額は、一キロリットル当たりの単価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:
Fuel Oil (JIS Class1, No.2)
730 kiloliter

2 Delivery period:
From the day of the commencement of the contract to March 31, 2010

3 Delivery place:
Aomori-maru Hachinohe Port

4 Time limit for tender:
5:30 p.m. August 4, 2009

5 Contact point for the notice:
School Facility Management Division,
Aomori Prefectural Board of Education
2-3-1
Shinmachi Aomori City, Aomori 030-8540
JAPAN
TEL: 017-734-9873

公安委員会

青森県警備業法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年六月二十四日

青森県公安委員会委員長 阿保 耀子

青森県公安委員会規則第十号

青森県警備業法施行規則の一部を改正する規則

青森県警備業法施行規則(平成十五年四月青森県公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(携帯を禁止する護身用具)

第二条 警備業者及び警備員が警備業務を行うに当たり携帯してはならない護身用具は、次に掲げる護身用具(鋭利な部位がないものに限る。)以外のものとする。

一 警戒棒(その形状が円棒であつて、長さが三十センチメートルを超え九十センチメートル以下であり、かつ、重量が別表一の上欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるものに限る。)

二 警戒じょう(その形状が円棒であつて、長さが九十センチメートルを超え百三十センチメートル以下であり、かつ、重量が別表二の上欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるものに限る。)

三 刺股

四 非金屬製の楯

五 一から四までに掲げるもののほか、携帯することにより人に著しく不安を覚えさせるおそれなく、かつ、人の身体に重大な害を加えるおそれがないもの

第三条中「警戒杖」を「警戒じょう」に改める。

第四条(見出しを含む。)中「警戒杖」を「警戒じょう」に改める。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条から第九条までを一条ずつ繰り上げる。附則の次に別表として次の二表を加える。

別表一 警戒棒の制限(第二条第一号関係)

長 さ	重 さ
三十センチメートルを超え四十センチメートル以下	百六十グラム以下
四十センチメートルを超え五十センチメートル以下	二百二十グラム以下
五十センチメートルを超え六十センチメートル以下	二百八十グラム以下
六十センチメートルを超え七十センチメートル以下	三百四十グラム以下
七十センチメートルを超え八十センチメートル以下	四百グラム以下
八十センチメートルを超え九十センチメートル以下	四百六十グラム以下

別表一 警戒じょうの制限（第一条第二号関係）

長 さ	重 さ
九十センチメートルを超え百センチメートル以下	五百十グラム以下
百センチメートルを超え百一十センチメートル以下	五百七十グラム以下
百一十センチメートルを超え百二十センチメートル以下	六百三十グラム以下
百二十センチメートルを超え百三十センチメートル以下	六百九十グラム以下

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に法第十七条第二項の規定による届出をして警備業者及び警備員の携帯の用に供されている警戒棒又は警戒じょう（この規則による改正後の青森県警備業法施行規則（以下この項において「新規規則」という。）（第二条第一号及び第二号に掲げるものを除く。））については、この規則の施行の日から起算して

十年間は、新規規則第二条の規定にかかわらず、警備業者及び警備員はこれらを携帯することができる。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭